

- 包装中の物質に関する要件を定める第5条第6項にて、同条第4項、第5項に定める要件への適合は、付属書Ⅶに従って作成される技術文書により証明されなければならないと定められている。

PPWR 第5条 (抜粋：仮訳)

補足説明

- **第5条第4項**：包装または包装構成部品中に存在する物質に由来する鉛、カドミウム、水銀および六価クロムの濃度の総和は100mg/kgを超えてはならない（旧指令からの要件維持）。
- **第5条第5項**：2026年8月12日以降、食品接触包装（food-contact packaging）は、以下の閾値以上のPFAS（ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物）を含む場合には上市してはならない。
 - 個々のPFASについて、ターゲット分析により測定された濃度が25ppb以上
 - ターゲット分析により測定されたPFASの合計濃度が250ppb以上
 - PFAS（ポリマーPFASを含む）の総量が50ppm以上

- **重金属**；PPWRは特定の試験方法を規定していない。欧州委員会は、重金属4種の合計値100mg/kgの測定および検証方法として、CEN Report CR13695-1：2000を参照している。
- **PFAS**；欧州委員会のPFASタスクフォースは、リスクベース・アプローチを提案している。
 - ・ サプライヤーによる「PFASを意図的に添加していない」旨の宣言書
 - ・ 非意図的混入リスクの評価（交差汚染、製造工程など）
 - ・ 材料自体にPFASが存在する可能性の評価
- リスク評価またはサプライヤーからの証拠だけでは十分ではない場合に限り、分析試験の実施が必要となる場合がある。

食品包装におけるPFAS規制の適合性評価のための段階的アプローチ

- **試験1**：包装中の総フッ素量（TF）が50mg/kg未満の場合、その試料は適合しているとみなすことができる可能性がある。
- **試験2**：TFが50mg/kgを超える場合、熱分解GC/MS（Pyrolysis-GC/MS）などの分析手法を用いて、フッ素が有機フッ素（PFAS）由来か無機フッ素由来かを確認することができる。有機フッ素量が50mg/kg未満であれば、その試料は適合しているとみなすことができる可能性がある。
- **試験3**：個別PFASの上限値（ターゲット分析による測定で25μg/kg）およびPFAS総量の上限值（ターゲット分析により測定されたPFASの合計で250μg/kg）への適合性を確認するため、直接TOP（Total Oxidizable Precursor analysis）の実施が推奨される。